

自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) について

平成24年3月

環境省地球環境局 市場メカニズム室

室長 上田 康治

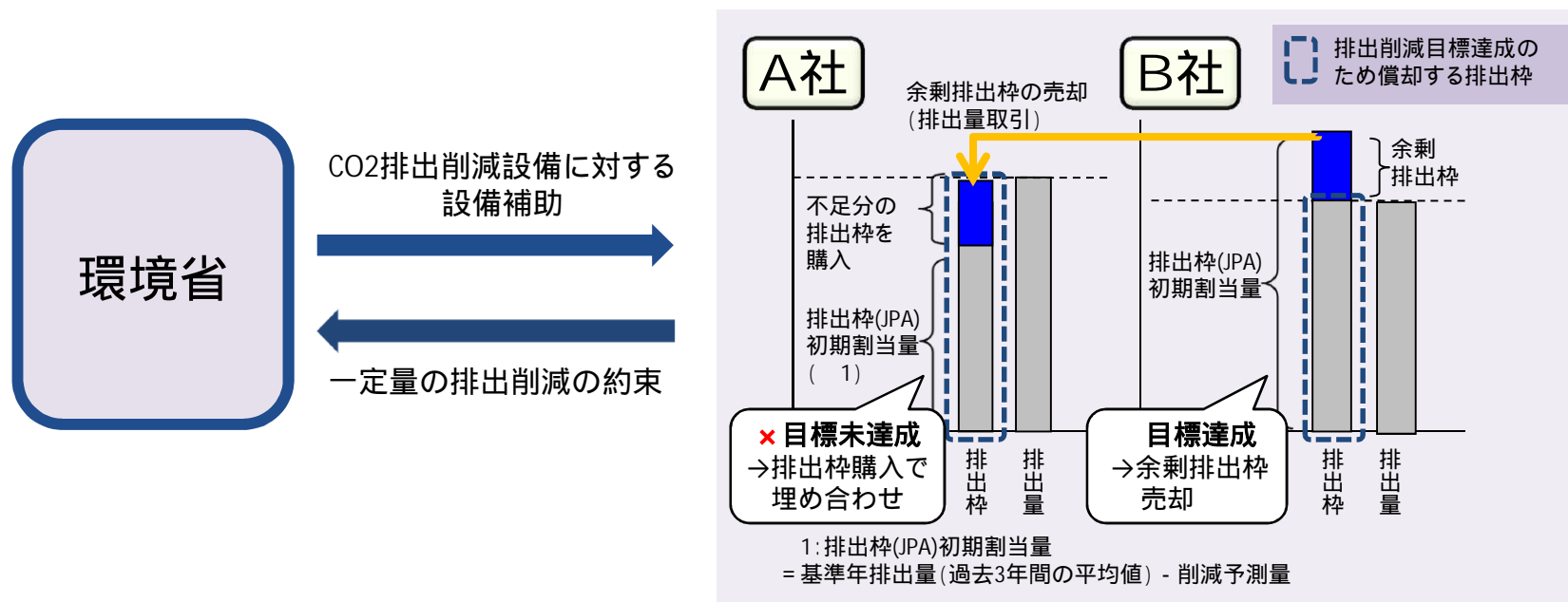
自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) について

【制度の概要】

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と、事業者の自主的な削減努力の支援を目的として、環境省が2005年度から開始。

CO2排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束、排出枠の取引により、積極的にCO2排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、确实かつ費用対効果に優れた形で削減を実現するもの。

これまでのところ、延べ389の事業者が目標保有参加者として参加。



JVETSの特徴

- 我が国で初めての有価による排出枠の取引・移転を実現

- 取引は随時可能、排出枠移転による決済
(取引可能な排出枠: JPAとjCER、試行排出量取引スキームの排出枠)

- 信頼性確保のため、排出量の第三者検証を実施

- 基準年度及び削減対策実施年度の排出量につき、第三者検証を実施。
- 有価での取引を可能とする「商品」としてCO2排出枠創出の信頼性を確保

- 排出量取引の実施に不可欠なインフラを構築

- 電子システム(登録簿システム、排出量管理システム、取引マッチングサービス)
- 各種ガイドライン(モニタリング・報告ガイドライン、排出量検証のためのガイドライン)
- 排出枠の取引約定に向けた標準契約書
- キャップ・アンド・トレードの排出量取引における排出枠の会計処理案

実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い」が平成21年6月23日に改正。
JVETSが同実務報告の対象となるとの考えが企業会計基準委員会から示された。

JVETS参加者の種類

目標保有参加者(タイプA)

CO₂排出抑制設備(省エネ、エネルギー転換など)への補助金交付を受け、
一定量の排出削減を約束(補助率1/3)

第7期応募条件: 排出削減量が100トンCO₂以上

[第1期:31者、第2期:58者、第3期:55者、第4期:69者、第5期:62者、第6期55者、
第7期27者]

目標保有参加者(タイプB, C)

補助金なしで排出削減を約束(基準年度排出量と比べ少なくとも1%以上)

第7期応募条件: 当該工場・事業場のCO₂排出量合計が少なくとも3,000 t-CO₂
以上

[第3期:6者、第4期:12者、第5期:6者、第6期3者、第7期2者]

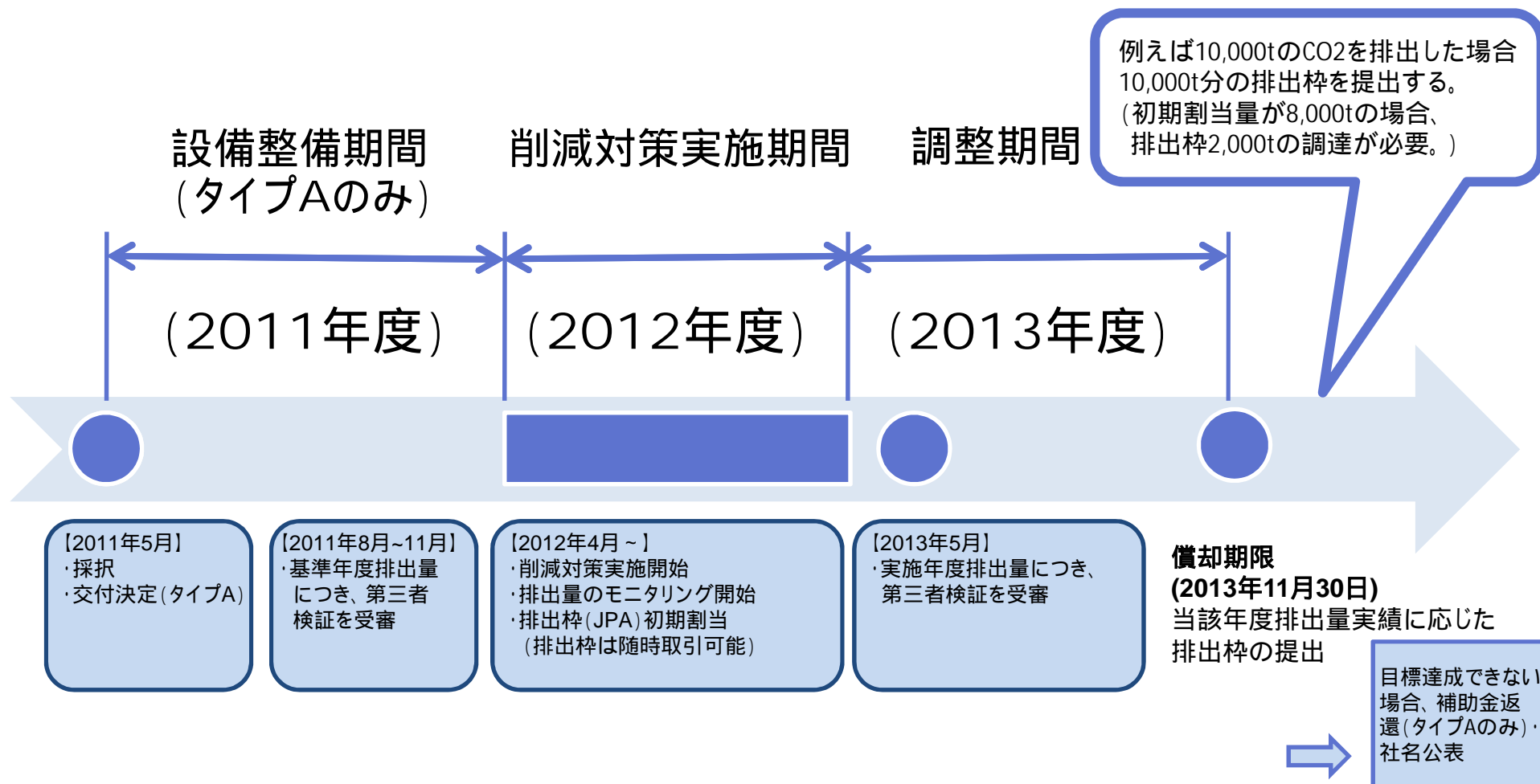
取引参加者

排出枠の取引を仲介

[第1期:7社、第2期:12社、第3期:24社]

第4期以降は試行排出量取引スキームにて一元的に募集

JVETSスケジュール第7期 (2011年度採択・2012年度排出削減実施)



年間排出量に相当する排出枠の提出を義務付け

余剰排出枠については、取引のほか、翌期への繰越(バンキング)も可能

JVETSを支える4つのシステム

JVETS登録簿システム

JVETSで流通するクレジット(排出枠)の発行や移転を管理するシステム

排出量管理システム

JVETSに参加する事業者の排出実績の算定と報告を行い、検証機関と事務局で承認するためのシステム

遵守管理システム

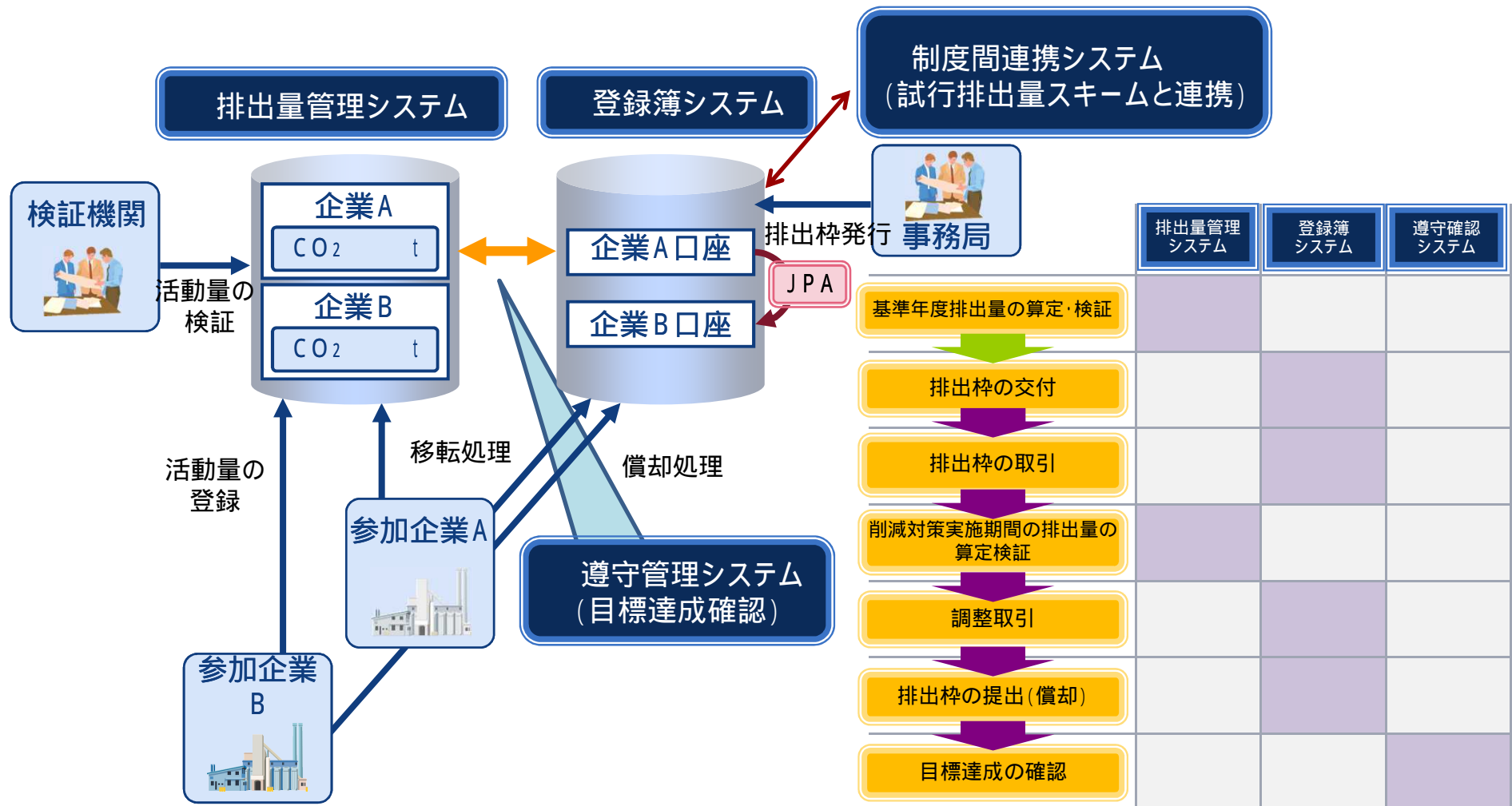
JVETS登録簿システムにおけるクレジット情報と排出量管理システムにおける排出実績情報をマッチングし、事業者毎の遵守可否を判断するシステム

制度間連携システム

JVETS登録簿システムで流通するクレジットと目標達成確認システムで流通するクレジットをシステム間で相互利用できるよう連携するシステムです。

JVETSを支える4つのシステム

排出量取引のためには、排出量のモニタリング報告・検証のためのガイドライン、排出枠管理のための登録簿システムや排出量管理システムといった基盤となるインフラが不可欠。JVETSの運用により、インフラの整備を行い、EU-ETS同様の運用体制を構築した。



JVETSの各種ガイドライン

モニタリング・ 報告ガイドライン

- 参加者が、自らのCO2排出量を適切に算定・報告することを支援するためのガイドライン。
- EU-ETS Monitoring&Reporting Guidelineに相当

排出量検証のための ガイドライン

- 検証機関が、参加者のCO2排出量を適切に検証することを支援するためのガイドライン。

ISO14064シリーズ
や14065など国際標準
と整合

効率的で精度の高い
排出量算定、検証を
確保

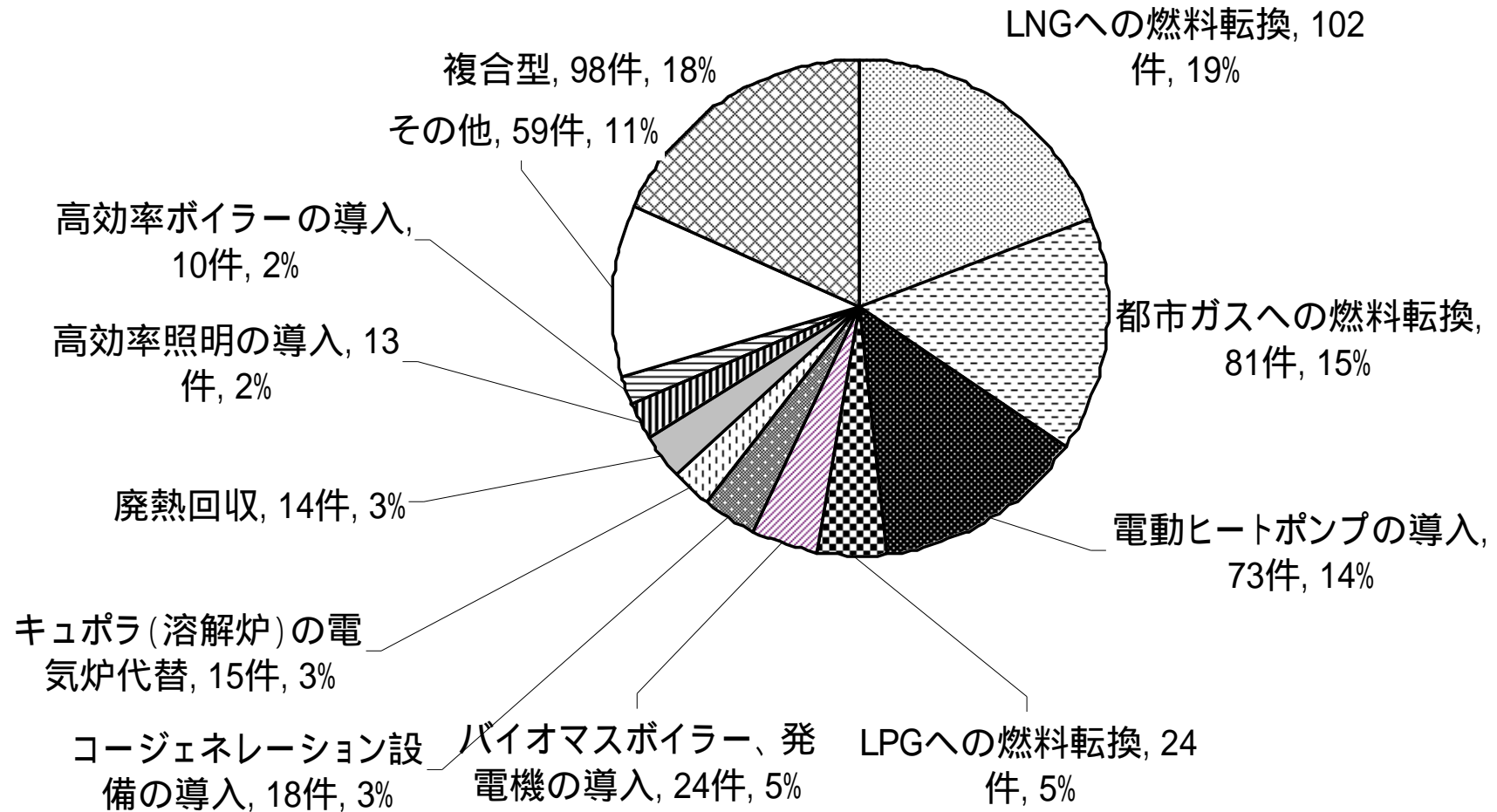
JVETS参加事業者の業種別割合(第1期～第7期)

産業分類	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			全期合計		
	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計	工場	事業場	計
製造業	24	1	25	52	1	53	48	3	51	57	3	60	36	1	37	40		40	19		19	276	9	285
電気・ガス等										2		2	1		1							3		3
情報通信業		1	1								1	1											2	2
卸売・小売業		4	4							1	6	7		8	8		2	2		1	1	1	21	22
不動産業		1	1		3	3		3	3		(1)	(1)		2	2					1	1		10	10
飲食店・宿泊業					1	1		1	1		4	4		5	5		6	6		3	3		20	20
医療福祉					1	1		2	2					7	7		2	2		1	1		13	13
教育・学習支援					2	2		1	1		1	1		1	1		2	2		2	2		9	9
サービス業					1	1		2	2		4	4		4	4		4	4		1	1		16	16
廃棄物処理業													2		2	1		1	1		1	4		4
地方公共団体														1	1		1	1					2	2
その他							1		1	2		2	1									4		3
合計	24	7	31	52	9	61	49	12	61	63	19	81	40	29	68	41	15	58	21	6	29	290	97	389

第4期参加事業者のうち1社は、事業が2業種(不動産業、飲食店・宿泊業)に跨る。本表では当該企業は飲食店・宿泊業に属する参加事業者として計上し、不動産業の欄には括弧書きで計上している。

JVETS参加事業者のプロジェクトタイプ(第1期～第7期)

全応募案件 N = 531



目標保有参加者タイプA
応募案件のプロジェクトタイプ件数と割合

JVETS第1期～第7期の実績

2011年10月20日現在

(採択年度)		第1期(1) (06年度)	第2期 (07年度)	第3期 (08年度)	第4期 (09年度)	第5期 (10年度)	第6期 (11年度)	第7期 (12年度)
参加事業者	目標保有参加者	31	58	55	69	62	55	27
	タイプA			3	12	6	3	2
	タイプB		3	3(2)				
	タイプC							
	取引参加者	7	12	24	公募せず(3)	公募せず(3)	公募せず(3)	公募せず(3)
	合計	38	73	85	81	68	58	29
排出量の検証機関		12	18	20	20	21	22	13
目標保有参加者の基準年度排出量合計(t-CO2)		1,288,543	1,122,593	1,661,251	3,368,915	624,546	483,137	2012年2月 確定予定
目標保有参加者の削減対策実施年度排出量合計(t-CO2)		911,487	842,401	1,278,626	2,418,618	527,550	2012年8月 確定予定	2013年8月 確定予定
目標保有参加者に事前交付された排出枠償却量合計(t-CO2)		1,015,467	905,426	1,524,841	3,034,298	524,739	400,210	2012年2月 確定予定
目標保有参加者の排出枠償却量合計(t-CO2)		971,383	875,380	1,317,205	2,586,411	527,961	2012年11月 確定予定	2013年11月 確定予定
基準年度排出量からの排出削減総量(t-CO2)(基準年度比削減率)		377,056 (29%)	280,192 (25%)	382,625 (23%)	950,297 (28%)	96,996(4) (16%)	2012年8月 確定予定	2013年8月 確定予定
当初約束していた排出削減量総量(t-CO2)(基準年度比削減率)		273,076 (21%)	217,167 (19%)	136,410 (8.2%)	334,617 (9.9%)	99,807 (16%)	82,927 (17.2%)	101,450 (-)
排出量取引件数(件)		24	51	23	24	41	2012年11月 確定予定	2013年11月 確定予定
排出量取引量(t-CO2)		82,624	54,643	34,227	57,930	29,649	同上	同上
平均取引価格(t-CO2/円) (おおよその値)		1,212	1,250	800	750	830	同上	同上

- 1: 「06年度」は2006年度が排出削減実施年度であることを表す。原則として、排出削減実施年度は採択年度の翌年度となる。
- 2: 第3期タイプC参加者は2007年度・2008年度の2年間に渡り、排出削減実施事業者として参加。
- 3: 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における「試行排出量取引スキーム」における取引参加者と一本化。
- 4: 不足分は前年度までのバンキング分を活用して目標を達成。

御清聴ありがとうございました。